

最高裁秘書第2781号

令和7年8月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

令和7年5月20日付け（同月23日受付、第070086号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和6年12月に裁判所からの出向者である金融庁職員によるインサイダー取引が告発されたこと等を踏まえて、令和7年4月開始の金融庁への出向人事について、最高裁が金融庁との間で協議した際の文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）